

第Ⅲ部 施策の展開

(白 紙)

施 策 体 系

育つよろこび 育てるたのしさ 子育て応援のまち かみす

— ともに育もう 子と親と地域 —

基本理念
(めざす姿)

基本方針

3 2 1
〔地 域〕 地域が子育てや子どもをあたたく見守るために
〔家 庭〕 すべての親が安心して子育てができるために
〔子 ども〕 すべての子どもが健やかに育つために

基本目標 1 子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します

- 施策 1-1 地域ぐるみで子育てを応援する体制の整備
- 施策 1-2 子育て家庭の交流の場や機会づくり
- 施策 1-3 地域での子どもの居場所づくり

基本目標 2 子どもの権利を守り、「生きる力」を育みます

- 施策 2-1 子どもの個性を育む活動の推進
- 施策 2-2 学校教育の推進
- 施策 2-3 就学前・幼児教育の推進
- 施策 2-4 次世代を育む親の育成
- 施策 2-5 子どもへの虐待防止
- 施策 2-6 いじめ・不登校への対応

基本目標 3 母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します

- 施策 3-1 子どもや母親の健康の確保
- 施策 3-2 子どもへの医療対策の充実
- 施策 3-3 思春期保健対策の推進
- 施策 3-4 食育の推進

基本目標 4 安心して子育てのできるサービス・支援の充実を図ります

- 施策 4-1 家庭教育の向上
- 施策 4-2 相談・情報提供体制の整備
- 施策 4-3 多様な保育サービスの提供
- 施策 4-4 多様な生活を選択できる子育ての推進
- 施策 4-5 ひとり親家庭への自立支援
- 施策 4-6 特別な支援を必要とする子どもへの対応
- 施策 4-7 子育てに対する経済的支援

基本目標 5 子どもや子育て家庭に配慮のあるまちづくりをすすめます

- 施策 5-1 子育てにやさしい生活環境の整備
- 施策 5-2 犯罪や交通事故等のない安全なまちづくり
- 施策 5-3 施設の整備の推進
- 施策 5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 1

子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します

施策 1-1 地域ぐるみで子育てを応援する体制の整備

子育て中の親子を応援するために、市ではサービスの担い手となるだけでなく、子育て支援ボランティアの育成に努めるほか、ファミリーサポートセンターにおいて、相互に支える活動を促進します。

また、民生委員・児童委員による各種活動をはじめ、さまざまな地域活動団体と協力し合い、誰もが子育てに関心を持ち、地域の一員として、子育て家庭を見守り・支え合う子育て支援体制の構築をめざします。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ ファミリーサポートセンターの運営のほか、各種団体の育成及び活動を支援します。
地 域	→ 団体の活動へ協力したり、連携して活動を盛り上げます。
子 育 て 家 庭	→ 各種団体等の行う地域での子育て支援を利用するほか、団体の活動の場で、子育て家庭同士の仲間づくりを進めましょう。

◎ 実施事業

1-1-1：地域活動組織促進事業（母親クラブ）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童(0～5 歳)・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童館行事に協力したり、地域の遊び場等の点検を行う母親クラブ活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
組織数:3 団体	→ 組織数:7 団体

1-1-2：ファミリーサポートセンター

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童(0～5 歳)・小学生

〔 事業の実施概要 〕

育児の支援を受けたい人で行いたい人を会員として組織し、保育所(園)への送迎や一時的な預かり等育児に関する援助活動を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
設置か所:1 か所 (本部:1 か所、 支部:1 か所)	→ 継続実施

1-1-3：子育てサークルの育成・支援

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前・就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

子育て体験や関連情報を共有するとともに、活動を通じて親としての自己啓発を図る仕組みとして、組織づくりや活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
マタニティサークルの 育成 年 4 回実施 さくらんぼくらの 支援 年 12 回実施	→	継続実施

1-1-4：ボランティア組織の支援

担当：市民協働課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

「市民活動支援センター」等の活動拠点の提供や、市民活動情報「ねっとかみず」による情報提供の場の提供等、ボランティア活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
子育て支援の登録 団体数：3 団体	→	継続実施

1-1-5：民生委員・児童委員の活用

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

担当する地区内において、個別援助、児童健全育成、子育て支援等の活動を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (132 人)	→	継続実施

施策 1-2 子育て家庭の交流の場や機会づくり

地域に開かれた保育所(園)等をはじめ、子育て支援拠点づくりの一つとして、子育て相談、園庭開放、交流事業等を推進し、遊び、生活習慣といった具体的な指導・援助を行い、子育ての不安や悩みの軽減を図ります。

また、身近な児童館や公民館等を活用した育児指導や講座、親子が交流できる事業を行うとともに、育児アドバイス等を受ける場や仲間づくりができる機会を設けます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 交流の場や機会づくりが身近な地域で開催されるよう、地域の施設等へはかたらきかけ、場づくりを支援します。
地 域	→ 保育所(園)・児童館等は、地域に開かれた子育て支援の拠点として子育て家庭の交流の場や機会づくりを行います。
子 育 て 家 庭	→ 交流の場等へ参加し、子育て家庭同士の仲間づくりを進めましょう。

◎ 実施事業

1-2-1：保育所(園) 地域活動事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育所(園)と連携を図りながら、専門的な機能を活かし、世代間交流や異年齢時交流等を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
3 か所	継続実施

1-2-2：保育所(園) 地域子育て支援拠点事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前・就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育所(園)において、子育て家庭等に対し子育て不安に対する相談や指導、子育てサークル等への支援等を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
7 か所	11 か所

1-2-3：つどいの広場事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

子育て中の親子が、気軽に交流や相談ができる「つどいの場」を身近な場所に設置し、子育て中の親子に対して、気軽に相談、交流ができる場を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
3 か所	7 か所

1-2-4：保育所（園）の園庭開放

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育所（園）の園庭開放により、身近で、安心して子どもたちが集い、自由に遊ぶことができる場の確保に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
9 か所	継続実施

→

1-2-5：保育所ふれあいサロン事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

子育て中の親子に対して、気軽に相談、交流ができる場を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
1 か所	継続実施

→

施策 1-3 地域での子どもの居場所づくり

子どもが安全に、かつのびのびと過ごすことができる遊び場や居場所を確保するため、公園や緑地の整備を行うとともに、校庭、体育館等の施設開放、公民館や児童館等を活用し、子どもの居場所の拡充を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 身近な地域での子どもの居場所づくり確保されるよう、既存施設の活用や必要な整備を図ります。
地 域	→ さまざまな機会によって、子どもの居場所が確保されるよう、場の提供や地域活動等のボランティアに協力しましょう。
子 育 て 家 庭	→ 身近な地域での居場所を知り、積極的に活用しましょう。

◎ 実施事業

1-3-1：児童館等の体験活動

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童館等で、各種行事へのボランティア参加や就業体験を通じて、子どもの交流を広げ、自主活動の促進や社会性を育成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) ボランティア: 923 人 就業体験: 56 人	継続実施

→

1-3-2：児童館等地域交流事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

各児童館等で、運動会・こどもまつり・お楽しみ会等各種季節行事を実施し、地域交流を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
6 か所	→	7 か所

1-3-3：放課後子ども教室の推進

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

子どもを地域全体で育むため、学校等を活用し、地域の方々のボランティア活動により、週末の子ども達の居場所づくりのために、さまざまな体験活動を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
8 か所	→	10 か所

基本目標 2

子どもの権利を守り、「生きる力」を育みます

施策 2-1 子どもの個性を育む活動の推進

子ども達がスポーツに親しんだり、芸術・文化に接する機会や自然環境での体験したりすることで、心身の健康の保持増進や豊かな感性、創造性を育む機会の充実を図ります。

また、海外の学校と交流を通じて外国の生活習慣や異文化等に触れることで、相互理解を深め、世界的視野を広げる取り組みを推進します。

そのほか、高齢者等の多世代とふれあう機会の提供や地域におけるボランティア活動や子ども会活動を支援し、社会奉仕の重要性や協調性、思いやりの心を育む機会となるよう努めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 健全育成にむけて、各種活動やイベント等を支援します。
地 域	→ 市内で開催される各種活動の推進にむけて、協力します。
子 育 て 家 庭	→ さまざまな体験機会に参加しましょう。

◎ 実施事業

2-1-1：作文発表会の実施

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童生徒が、ひとつのテーマにそって自らの考えや主義・主張を発表する作文発表会の実施することにより、体験と考える力・生きる力を育みます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校 高校：3 校	→ 継続実施

2-1-2：子ども会健全育成事業

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

児童の健全育成のため、子ども会の活動費を助成し、指導者、リーダーの育成に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
113 か所	→ 継続実施

2-1-3：高校生会の育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：高校生

〔 事業の実施概要 〕

高校生会を育成し、高校生の創意と行動力を生かしたボランティア活動の参加を促進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
神栖高校 柳川高校リーダーズ	継続実施

2-1-4：子ども読書活動の推進

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

各小中学校で子ども読書活動の推進し、本を通して子どもの健全育成を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

2-1-5：(財)文化・スポーツ振興公社の効果的活用

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

市と公社が一体となって、スポーツ諸事業の推進を図るとともに、スポーツ施設の管理・運営とスポーツ事業の企画・運営を委託し、市民の効果的な利用促進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
公社自主事業 40 教室等 20 大会	継続実施

2-1-6：ファミリースポーツの振興

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

家族でスポーツレクリエーション活動に親しむ機会として、ウォークラリー大会や親子フットボール大会等を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
公社自主事業 各 1 回実施	継続実施

2-1-7：総合型地域スポーツクラブの育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

単発なスポーツ教室から、自発的なスポーツ活動の継続を維持するために、活動拠点の確保と指導者の提供に努め、スポーツクラブを育成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	実 施

2-1-8：スポーツ・レクリエーション関連団体の支援・育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

神栖体育協会を中心としたスポーツ団体を育成・強化することにより、スポーツを愛好する個人やグループの活動推進につなげます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
加盟 27 団体 スポーツ団体 26 スポーツ少年団 1	継続実施

→

2-1-9：スポーツ・レクリエーション指導者の人材確保・育成

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

スポーツ活動の振興を図るため、国・県等が実施する研修会等に積極的に参加するよう奨励することで、指導者を確保し、市のスポーツ活動の振興につなげます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
体育指導員等参加 実施	継続実施

→

2-1-10：子ども講座の開催

担当：中央公民館

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

児童生徒の多様な学習意欲に応えるための講座を前期、後期を通して10講座開設し、学習機会の場を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
1 か所	2 か所

→

2-1-11：芸術鑑賞機会及び文化活動の充実

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

市民の創作活動の振興と豊かな情操を育むため、鑑賞の機会を提供するとともに、各種文化活動の場と機会の提供を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
芸術祭及び 市美術展の開催	継続実施

→

2-1-12：中学生海外派遣交流事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：中学生

〔 事業の実施概要 〕

平成3年度からユーリカ市と姉妹都市締結後、翌年度から交流事業を開始し、中学生による相互訪問を実施しています。

ホームステイを通じ、外国の人々との友好親善を図るとともに、国際的視野を広め、神栖市の発展に貢献できる人材を育成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	実 施

→

2-1-13：自然保護意識の啓発

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

学校教育や生涯学習や広報等の情報提供により、自然環境の保護に対する意識を啓発します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校:16 校 中学校: 8 校	→	継続実施

2-1-14：環境意識の啓発

担当：環境課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

環境保全をテーマとする記事の広報紙への掲載や意識啓発用パンフレットの発行等により環境意識の高揚を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	継続実施

2-1-15：児童体験交流事業

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

夏休みを利用して農業体験や自然とのふれあいを通して、市内小学生間での交流を深めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
募集人数:60 人	→	継続実施

2-1-16：高齢者と子どもの交流イベントの開催

担当：学務課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

福祉施設訪問学習の実施のほか、学校給食や運動会等が高齢者を招待するほか、高齢者クラブ等との連携により、イベント等を通じた世代間交流を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	継続実施

施策2-2 学校教育の推進

少人数授業や総合学習、外部人材活用等による多様なプログラムを積極的に取り入れることで、子どもが自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決していける能力を育みます。

また、開かれた学校づくりのため、学校教育自己診断の実施や学校評議員制度の活用により、保護者や地域社会との連携を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの心のふれあいを大切にした教育活動を展開します。

そのほか、小・中学校での自然とふれあう教育を通して豊かな情操を育てるために、ボランティア活動等を通じた福祉教育の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 基礎学力向上をはじめ多様な教育プログラムを検討します。
地 域	→ 小・中学校では、さまざまな教育の実践のほか、開かれた学校づくりをすすめます。
子 育 て 家 庭	→ 家庭と地域（学校）が連携し、よりよい学校づくりをすすめましょう。

◎ 実施事業

2-2-1：学力向上支援体制の充実

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

市採用教諭による少人数指導、チーム・ティーチング(TT)等の積極的な導入により、個々に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
学習指導補助員 小学校：43 人 学習指導補助教員 中学校：11 人 TT：3 人	市採用教諭：6 人 学習指導補助員 小学校：34 人 学習指導補助教員 中学校：11 人 TT：2 人

2-2-2：基礎を理解するため指導計画の改善・充実

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

基礎・基本の確実な定着のため、児童・生徒の実体に応じ、指導計画の見直しや指導方法の工夫・改善、評価基準の見直しを行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

2-2-3：英語教育支援事業

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

英語教育の充実を図るため、英語指導助手（ALT）を配置します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：3 人 中学校：8 人	→ 継続実施

2-2-4：外部人材の活用

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

各小中学校の活性化を図るため、外部人材を積極的に活用します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-5：情操・福祉教育の充実

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

ボランティア活動等を通じ、各小中学校において、情操・福祉教育の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-6：道徳教育の時間の確保

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

年間35時間の道徳の時間の確保や心のノートの効果的な活用により、各小中学校での道徳教育の充実に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-7：地域に根ざす開かれた学校づくりの推進

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

学校、家庭、地域が連携・協力し、学校評議員制度や定期的な学校公開等、開かれた学校づくりを推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
学校評議員委員会 年 3 回実施 小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

2-2-8：日本語指導教室（わくわくワールド）

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

外国人児童生徒等に日常生活を送るうえで必要な日本語力や生活習慣を身につけるための教室を開催し、安心して学校教育が受けられるよう支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
1 教室設置	→	継続実施

施策 2-3 就学前・幼児教育の推進

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。

そのため、乳幼児期の発達に即した保育・教育の充実に努め、ゆとりある教育環境の創出を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象		役 割 の 概 要
神 栖 市	→	公立保育所での幼児学習や私立保育園での幼児教育充実に支援
地 域	→	各保育所（園）・幼稚園での幼児教育を実施
子 育 て 家 庭	→	各保育所（園）・幼稚園での教育をもとに家庭教育を実施

◎ 実施事業

2-3-1：幼児期学習の促進

担当：学務課・教育指導課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

学校との連携や情報交換、保育士の研修等を実施し、幼児の発達の特性実情を考慮した適切な指導計画及び指導方法の充実に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
幼稚園：9 園 保育所（園）：21 か所	→	継続実施

2-3-2：私立保育園への助成（民間保育所運営費助成金事業）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

私立保育園の振興と活動促進を図るため、各種補助事業を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
17 園	→	20 園

2-3-3：障がい児保育事業の推進

担当：学務課・こども課・教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

軽度や中程度で集団保育が可能な障がいのある子どもを、幼稚園や保育所（園）で受け入れます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
幼稚園:9 園 保育所(園):21 か所	継続実施

2-3-4：幼・保・小会議の開催

担当：教育指導課・学務課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生

〔 事業の実施概要 〕

各保育所（園）・幼稚園・小学校における連携の強化にむけて、幼・保・小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
各小学校で開催のほか、特別支援教育支援会議を年 1 回、市で開催	継続実施

2-3-5：地域や保護者の要請に応える幼稚園経営の推進

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

地域や保護者の意見を収集、取り入れながら、ニーズに柔軟に対応した幼稚園の経営を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
9 園	継続実施

2-3-6：幼児教育相談（おはなしひろば）

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

ことばや情緒の発達に関する相談を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
設置か所:2 か所 幼児教育相談員: 10 人 (平成 20 年度) 相談件数:397 件	設置か所:2 か所 幼児教育相談員: 10 人

施策2-4 次世代を育む親の育成

青少年が、保育所(園)、児童館等で、乳幼児とのふれあい体験を通じ、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義・すばらしさを理解し、将来自立して家庭を持ち、社会の一員として自覚と責任を持って行動することができるよう取り組みを進めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 次世代を育む親の育成にむけた地域の取り組みを支援します。
地 域	→ 児童生徒が乳幼児とのふれあう機会づくりを行います。
子 育 て 家 庭	→ 家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義・すばらしさを子どもへ伝えましょう。

◎ 実施事業

2-4-1：乳幼児とのふれあい体験の創出

担当：健康増進課

[ライフステージにおける該当時期]：小学生・中学生・中学卒業後

[事業の実施概要]

学校等での希望者を対象に、乳幼児とふれあう体験の機会を創出します。

[基準値・目標値]

平成 21 年度	平成 26 年度
16 人参加	→ 継続実施

2-4-2：(再掲 1-3-1) 児童館等の体験活動

担当：こども課

[ライフステージにおける該当時期]：小学生・中学生・中学卒業後

[事業の実施概要]

児童館等での体験活動を通じて、乳幼児と触れ合うことにより生命の大切さを学びます。

[基準値・目標値]

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	→ 継続実施

施策2-5 子どもへの虐待防止

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の問題に適切に対応できるよう要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待の発生予防や早期発見、家族への支援ができる体制の充実を図ります。

生活の場である地域では、子どもの様子に気を配ることで児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、地域の人々と関係機関が連絡し合い、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	虐待防止への啓発のほか、市・地域・関係機関等が相互に連携を図り、早期発見・対応を実践します。
地 域	
子 育 て 家 庭	虐待や地域で孤立した状況に陥らないよう、相談支援や子育て家庭の交流の場を活用しましょう。

◎ 実施事業

2-5-1：児童相談

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

虐待による養護相談をはじめ、非行等の児童に関するさまざまな相談について、児童相談所とともに相談を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実施回数：24 回	継続実施

2-5-2：家庭児童相談

担当：健康増進課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

18歳未満の子どもと家庭に関するさまざまな問題（子どものしつけ、養育、発達に関すること等）についての相談を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

2-5-3：神栖市要保護児童対策地域協議会

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

虐待、非行等広い範囲の要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携・協力の確保を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
代表者会議：1 回 実務担当者会議：1 回 個別ケース検討会議： 随時開催	継続実施

2-5-4：養育支援訪問事業

担当：健康増進課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

こんにちは赤ちゃん事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、当該居宅において、養育に関する相談等その他必要な支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	平成 22 年度より 実 施

2-5-5：（再掲 1-1-5）民生委員・児童委員の活用

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

担当する地区内において、個別援助、児童健全育成、子育て支援等の活動を行います。

また、情報を積極的に収集し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (132 人)	→	継続実施

2-5-6：子育て支援講座での虐待防止の啓発

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童虐待等の発生予防及び早期発見のために、子育て支援講座において、児童虐待に関する情報の提供及び知識の啓発に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 1 回実施	→	継続実施

施策2-6 いじめ・不登校への対応

不登校に悩む子どもの居場所づくりや引きこもりがちな子どもへの訪問指導を実施し、子どもや子育て家庭が抱える問題の深刻化に陥ることのないよう、また、いじめやさまざまな悩みが、将来的な自立の妨げとならないよう早期対応に努めます。

また、子どもや保護者の立場に立って、気軽に相談できる教育相談窓口等の支援体制の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 子どもや保護者の心理状態を理解し、相談しやすい体制づくりをすすめます。
地 域	→ また、学校・家庭と連携しながら、子どもや保護者の立場に立って、早期解決に努めます。
子 育 て 家 庭	→ 子どもとコミュニケーションをとりながら、子どもの様子を把握しましょう。万が一いじめ・不登校の状態がみられた場合には、相談支援を活用しましょう。

◎ 実施事業

2-6-1：教育に関する悩みの相談

担当：教育指導課・文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

いじめや登校拒否等、子どもの教育上のさまざまな悩みについて相談支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
相談員： 3 人 実施回数：週 5 日	→ 継続実施

2-6-2：登校支援事業

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

登校できない児童生徒に対して、個々の悩みを聞いたり、励ましたりする機会を通して、その不安の解消に努め、自信を持たせることにより、再登校を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
登校支援教室：2 教室 登校支援相談員：10 人 (平成 20 年度) 通級者数：26 人 相談者数：331 人	→ 登校支援教室：2 教室 登校支援相談員：10 人

基本目標 3

母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します

施策 3-1 子どもや母親の健康の確保

妊娠初期から出産後の子どもの疾病及び発育・発達について、訪問指導や健康相談等を実施し、よりよい育児環境を整えられる支援体制の充実を図ります。

また、不妊に関する悩みに対して気軽に相談できる体制を整え、不妊治療についての正しい情報を提供し、不妊で悩む夫婦に対しての支援を行います。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 妊娠・出産時期から、母子が安心して生み育てられるよう保健活動の充実を図ります。
子 育 て 家 庭	→ 必要な保健サービスを活用するほか、セミナー等に参加し、パパ・ママになることについて正しい知識を得ておきましょう。

◎ 実施事業

3-1-1：母子健康手帳の交付

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

母子の保健情報の要として、届出時に交付し、医療・育児に関する情報を提供します。

また、記録の指導、手帳の活用を推進し、予防及び保健指導の強化を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
交付数:1,056 件 22 週以降の届出数: 18 件 飛び込み出産なし	→ ・22 週以降の妊娠届出数の減少 ・飛び込み出産をなくす

3-1-2：マタニティーキーホルダー・ステッカー配布

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

快適な妊娠生活が送れるよう、母子手帳交付時に一緒に配布し、活用を促します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	→ 実 施

3-1-3：母子講演会の開催

担当：健康増進課

【 ライフステージにおける該当時期 】：出生前・就学前児童（0～5 歳）

【 事業の実施概要 】

妊婦・産婦・乳幼児を持つ保護者等を対象に参加者が関心のあるテーマについて講演会を実施します。

【 基準値・目標値 】

平成 21 年度	平成 26 年度
40 人	継続実施

3-1-4：母乳相談

担当：健康増進課

【 ライフステージにおける該当時期 】：就学前児童（0～2 歳）

【 事業の実施概要 】

満 1 歳5か月までの乳幼児とその母親を対象に、母乳に関することや授乳方法のほか、不安や心配事についてアドバイスを行います。
（※予約制）

【 基準値・目標値 】

平成 21 年度	平成 26 年度
年 10 回開催 50 人	継続実施

3-1-5：育児相談

担当：健康増進課

【 ライフステージにおける該当時期 】：就学前児童（0～5 歳）

【 事業の実施概要 】

満 1 歳5か月までの乳幼児（22年度より就学前）と保護者を対象に、乳児の成長発達と保護者の健康や育児を支援する相談を行います。
また、保護者同士の仲間づくりの場として活用します。（※予約制）

【 基準値・目標値 】

平成 21 年度	平成 26 年度
年 10 回開催 200 人	継続実施

3-1-6：特別支援教育の充実

担当：社会福祉課

【 ライフステージにおける該当時期 】：就学前児童（0～5 歳）

【 事業の実施概要 】

「ことばと発達の治療相談」として、ことばと発達に遅れのある幼児に、専門的な治療や相談を行います。

【 基準値・目標値 】

平成 21 年度	平成 26 年度
1 か所 月 3 回実施 利用延人数 175 人	継続実施

3-1-7：こんにちは赤ちゃん事業

担当：健康増進課

【 ライフステージにおける該当時期 】：就学前児童（0～2 歳）

【 事業の実施概要 】

生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する助言や情報提供を行います。
また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげます。

【 基準値・目標値 】

平成 21 年度	平成 26 年度
実施率：95.5% (4～7 月平均) 968 人	全戸訪問の実施

3-1-8：訪問指導

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

医療機関、他関係機関との連携を図り、こんにちは赤ちゃん事業の訪問対象以外を対象とし、悩みや不安、育児等に対する保健師による訪問指導を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
636 人	→	継続実施

3-1-9：妊婦一般健康診査の助成

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

母子保健法に規定されている妊婦を対象とした医療機関における健康診査にかかる費用を助成します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実施 (全 14 回)	→	受診率：90%以上 (1～14 回)

3-1-10：乳幼児健診の実施

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

疾病の早期発見、早期治療を図るため、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした集団健診を行います。また、各種健診・検査の結果に基づく円滑な対応に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
4か月児健診：95.1% 1歳6か月児健診：89.1% 3歳児健診：83.6%	→	受診率：100%

3-1-11：乳児委託健康診査

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

乳児を対象に、疾病の早期発見、早期治療を図るため、6～7か月〔1回目〕、9～11か月〔2回目〕の2回診査を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
受診率： 1 回目 75.8% 2 回目 67.1%	→	各回の受診率： 90%以上

3-1-12：マタニティーセミナーの開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

初妊婦を対象に、栄養・出産の流れ・必要物品・妊婦体操・呼吸法等について知識を得る機会を設け、安心して出産に臨めるよう支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
年 4 回 57 人	→	継続実施

3-1-13：ニューファミリーセミナーの開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

初妊婦及びその家族を対象に育児や産後のサポートについての講話及び沐浴実習や育児全般の知識の普及に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
年 4 回 191 人	継続実施

3-1-14：歯磨き指導

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

希望のある幼稚園、保育所（園）において、親子一緒に歯磨き指導を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
年 2 回 308 人	継続実施

3-1-15：2 歳児歯科健診

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

2 歳児を対象とした歯科健診、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康教育・健康相談を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
年 12 回実施 484 人	継続実施

3-1-16：健康教育の推進-歯科保健対策の推進

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

各小中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

3-1-17：健康教育の推進-小児生活習慣病予防の推進

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

肥満等により指導が必要な児童・生徒に対する生活習慣病予防のための指導を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

3-1-18：かみす健康ダイヤル 24

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

子どもの病気や育児に関することについて、医師や看護師等専門スタッフが24時間フリーダイヤルで相談対応します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 3,000 人	→	継続実施

3-1-19：不妊治療の助成

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

不妊治療を受けた方へ、費用の一部助成を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	実 施

3-1-20：不妊相談及び情報提供

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：出生前

〔 事業の実施概要 〕

保健師による窓口や電話による相談、パンフレットの配布等の情報提供を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
随時実施 (電話及び窓口相談)	→	継続実施

施策 3-2 子どもへの医療対策の充実

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置が大変重要であることから、親を対象とした教室の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及に努めます。

また、近隣市との連携により、医療体制を整備に努めます。

《 施策における役割分担 》

対 象		役 割 の 概 要
神 栖 市	→	近隣市との連携により、小児医療体制を整備に努めます。
地 域	→	身近な医療機関（かかりつけ医）として医療を提供するほか、在宅当番医制の充実に協力します。
子 育 て 家 庭	→	子どもの事故防止・救急医療について積極的に知識を得、家庭や地域での事故防止や医療への早期対応に努めましょう。

◎ 実施事業

3-2-1：各種予防接種

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

〔 基準値・目標値 〕

子どもにとって特に予防が必要とされる病気に対して、法律に定められたワクチンの接種を実施します。

三種混合 3か月～1歳6か月
ポリオ 3か月～1歳6か月
BCG 6か月未満
MR混合（1期）1歳～2歳
（2期）6歳
（3期）13歳
（4期）18歳
二種混合 12歳
日本脳炎 （1期）3歳～4歳
（2期）12歳

平成 21 年度		平成 26 年度
（20 年度実績） 三種混合： 初回 1・2・3 回目 84.7% BCG： 77.6% ポリオ： 97.3% MR 混合： 75.0% 二種混合： 99.0% 日本脳炎： 希望者のみ	→	接種率 100%

3-2-2：子どもの事故防止・救急医療等啓発事業

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

〔 基準値・目標値 〕

子どもの発達段階にあわせた事故防止のため、4か月児健診の時に冊子配布するほか、子どもの救急医療について小児科医による講演会を行い、知識の普及を図ります。

平成 21 年度		平成 26 年度
配付人数 948 人 講演会 年 1 回実施	→	継続実施

3-2-3：小児救急医療体制・在宅当番医制の充実

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

〔 基準値・目標値 〕

在宅当番医制の充実を図り、休祭日の医療需要に対応する体制の整備を推進します。

また、夜間小児救急体制を確立します。

平成 21 年度		平成 26 年度
夜間小児救急医療患者： 715 人 在宅当番医制利用患者： 415 人	→	継続実施

施策 3-3 思春期保健対策の推進

好奇心やストレス等のさまざまな要因で、喫煙、飲酒、薬物乱用といった危険行動に陥りやすい思春期の子どもに寄り添い、問題解決に取り組むための相談体制の充実を図るとともに、喫煙や薬物の有害性についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 必要な情報の啓発を行うほか、各種活動を支援します。
地 域	→ 学校での相談支援のほか、青少年の健全育成・非行防止のための各種活動を行います。
子 育 て 家 庭	→ 家庭内でも喫煙、飲酒、薬物乱用等について注意を促しましょう。

◎ 実施事業

3-3-1：スクールカウンセラー

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学校・中学校

〔 事業の実施概要 〕

小・中学校において、児童・生徒やその保護者等に対し、スクールカウンセラーが各種相談に応じます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：1 校 中学校：8 校 相談員：4 人	→ 小学校：1 校 中学校：8 校 相談員：8 人

3-3-2：心の教室相談

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：中学生

〔 事業の実施概要 〕

中学校へ相談員を派遣し、思春期の生徒の不安や悩み、ストレスの解消への相談に応じます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
中学校：5 校 相談員：5 人	→ 中学校：8 校 相談員：8 人

3-3-3：健康教育の推進-健全育成対策

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

エイズ教育、たばこ、薬物乱用、インフルエンザ対策等健康に対する認識を高めるため、特別授業の実施及び提供ポスター等の学校配布を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
医師、外部講師による講習会の実施 幼稚園：8 園 小学校：16 校 中学校：8 校	→ 継続実施

3-3-4：思春期講演会の開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

思春期における児童生徒への対応等について、講演会を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
40 人	継続実施

施策 3-4 食育の推進

保健師や栄養士等による離乳食・幼児食講座や各種教室の開催、教育課程における家庭科、生活科での食に関する知識と関心を醸成する学習を推進するとともに、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 食生活改善推進員の育成をはじめ、食育に関する各種活動を支援し、市民（子育て家庭）の健康増進を図ります。
地 域	→ 地域や家庭で、食についての正しい知識や生活習慣を身につけましょう。
子 育 て 家 庭	→

◎ 実施事業

3-4-1：食育事業

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

栄養士・保健師による育児相談・健診・離乳食教室等で情報の提供と啓発するほか、食生活改善推進員による親子教室を開催します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
食育講演会：109 人 離乳食教室：90 組 （親子）	継続実施

3-4-2：食生活改善推進員連絡協議会の支援

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

地域社会の食生活改善に関する組織活動の育成を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
①会員が講師となる教室：年 6 回 137 人 ②会員の講習会：年 5 回 114 人	継続実施

3-4-3：学校給食の充実

担当：教育総務課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

児童・生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を促すとともに、正しい食習慣を習得するため、学校給食の内容の充実、並びに施設・設備の充実、衛生管理の強化を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	継続実施

基本目標 4

安心して子育てのできる サービス・支援の充実を図ります

施策 4-1 家庭教育の向上

子育てを通して家庭や地域住民がともに成長できる機会となるように、学校教育ではなかなか得られない、親子で参加できるふれあい事業の開催のほか、各種講演会や講座を開催し、健全な親子関係の育成や、家庭環境の充実を図り、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 子どもの成長段階に応じた家庭教育についての知識や情報を得る機会づくりを行います。 また、各校の PTA を支援します。
地 域	
子 育 て 家 庭	→ 家庭で教育の重要性を理解し、子どもとのふれあいやしつけを行います。

◎ 実施事業

4-1-1：ブックスタート事業

担当：中央図書館・健康増進課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

「こんにちは赤ちゃん事業」の2か月児訪問時に、メッセージとともに絵本、アドバイス集等を配付し、絵本を通して、赤ちゃんと保護者のふれあいの大切さを伝えます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
配付数 約 1,200 冊	継続実施

4-1-2：家庭教育学級の充実

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

「神栖市家庭教育学級開設要項」に基づき各幼稚園、各小中学校を拠点に、講演会や子育て講座への参加を募り、家庭教育の向上を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
幼稚園：8 園 小学校：16 校 中学校：8 校	継続実施

4-1-3：子育て講座事業

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供するため、各種子育て講座を開催します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
就学時講座： 16 回 ふれあい子育て講座：2 回 思春期講座： 1 回 学童期子育て講座： 1 回 各学級による自主事業	継続実施

4-1-4：子育てサポーターの託児設置

担当：中央公民館

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

年3回市民カレッジを開催するに当たり、子育て中の市民が参加しやすい環境づくりを促進するために、子育てサポーターによる託児を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	3 か所

4-1-5：PTA 活動の支援

担当：教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

子どもを育てる家庭教育力の向上とともに、家族のあり方を考える機会の提供を図るため、神栖市PTA連絡協議会を通じて各園、各校のPTAを支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
幼稚園： 8 園 小学校：16 校 中学校： 8 校	継続実施

施策4-2 相談・情報提供体制の整備

子育てについての制度紹介、子育てに関する各種情報提供の充実を図ります。

子育て中の親からの育児に関するさまざまな相談に対し、各種相談事業を実施し、悩みや育児不安の軽減を図るとともに、妊産婦及び乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育て等に関する相談に応じます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 市の保健活動とも連携を図りながら、さまざまな活動機会・手段を通じて子育てに関する情報を提供します。
地 域	→ 市の子育て情報を理解し、地域の子育て拠点や活動において、積極的に子育て情報を提供します。
子 育 て 家 庭	→ さまざまな機会・手段を通じて子育て支援に関する情報を入手し、必要に応じて利用しましょう。

◎ 実施事業

4-2-1：子育てガイドブックの作成

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

子育てガイドブックを作成し、子育てにかかわる施設やサービス、健診等に関する利用情報を提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
子育て便利帳 3,000 部	子育てガイドブックと 名称を変更し、 内容の充実を図る

4-2-2：情報提供環境の整備

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

広報紙、ホームページ等を通じて、子どもに関する保健、医療、相談、保育サービスや各種制度・事業等の情報を迅速に提供します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-2-3：子育てカウンセラー相談事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

臨床発達心理士カウンセラーによる子育て相談を実施します。（※予約制）

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施 (月 2 回開催)	継続実施

施策 4-3 多様な保育サービスの提供

就学前児童については、保育所(園)の定員増や新しい施設整備等により待機児童の解消を図るとともに、勤務形態の多様化に対応するため、一時預かり保育、延長保育を柔軟に実施する等多様な保育サービスの利用意向に対応します。また、民間の活力による事業実施の検討も進めます。

小学生に対しては、保護者の就労等で、放課後の保育に欠ける児童に対し、放課後児童クラブにおいて、その安全を守り、集団生活の中で心身共に健全な成長を支援します。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 市の保育サービスの現状を把握し、必要なサービスの整備にむけて検討を図り、地域の事業者へはたらきかけます。
地 域	→ 子育て家庭の保育ニーズに合わせて、必要なサービスを提供します。
子 育 て 家 庭	→ 各子育て家庭で利用可能なサービスを利用しましょう。

◎ 実施事業

4-3-1：通常保育事業の拡充

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の労働または疾病等により、家庭において、児童を保育することができない保護者に代わり、保育所（園）で保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
21 か所 (定員数:2,255 人)	24 か所 (定員数:2,435 人)

4-3-2：延長保育

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所（園）において通常の開所時間を越えて保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
18 か所	21 か所

4-3-3：休日保育

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

日曜、祝日等休日の保育ニーズに対応するため保育所（園）において休日に保育を行います。
(※ 実際の実施箇所は4か所ですが、合同で実施している園もあることから、5か所と表記します。)

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
5 か所※	継続実施

4-3-4：夜間保育

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の就労形態の多様化に対応するため、
保育所（園）において夜間に保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	1 か所

4-3-5：一時預かり事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

就労形態の多様化また、専業主婦の育児疲れ
や急病等に対応するため、保育所（園）におい
て一時的な保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
17 か所	→	21 か所

4-3-6：特定保育事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の就労形態の多様化に伴い、週2、3日
程度または午前か午後のみ等柔軟な保育する
特定保育事業の整備にむけて取り組みます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	1 か所

4-3-7：病児・病後児保育事業（派遣型）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生

〔 事業の実施概要 〕

保護者の労働等の理由により家庭での保育
ができない場合、その家庭または保育士、看護
師等の居宅において保育を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
ファミリーサポート センター事業の 一環として実施	→	継続実施

4-3-8：病児・病後児保育事業（施設型）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保護者の労働等の理由により家庭での保育
ができない場合、保育所（園）、病院等の施設
において適当な設備を備えることにより、保育
を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
5 か所	→	継続実施

4-3-9：子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において、児童を一時的に短期間（7日間程度まで）預かります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
—	→	実施検討

4-3-10：子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において、児童を一時的に預かります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
—	→	実施検討

4-3-11：事業所内保育施設の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

事業所内保育施設の導入にむけて働きかけるとともに、保育施設運営への支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
5 か所	→	継続実施

4-3-12：乳児保育事業の推進

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

産前産後休業や育児休業終了後の就労等、子育て家庭のニーズに対応するため、0歳児からの保育事業の拡充を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
19 か所	→	21 か所

4-3-13：保育所（園）の優先入所

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

ひとり親家庭の親が就労できるように優先的に保育所（園）への入所を行っています。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
21 か所	→	24 か所

4-3-14：保育サービス評価事業の導入

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価し、子育て家庭が保育サービスを選択する際に役立てます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
1 か所	→	継続実施

4-3-15：放課後児童健全育成事業

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

保護者が就労等により、放課後の家庭が常時留守になる概ね10歳未満の児童に対し、放課後児童クラブ室において保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
16 か所	→	継続実施

4-3-16：幼稚園における預かり保育事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

在籍している幼児を対象とし、通常の教育時間終了後の預かり保育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
9 園	→	継続実施

施策 4-4 多様な生活を選択できる子育ての推進

男女共同参画による子育てを推進し、男性の子育てへの参加を促進するため、性別による固定的な役割分担意識や仕事優先の意識の改革をはじめ、市民や事業所等へ労働時間、育児休暇の取得促進等の制度について、広報・啓発活動による周知を図り、共に喜びと責任を分かち合い、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの実現にむけて相談や啓発活動を推進します。 また、労働時間、育児休暇の取得促進等に関する制度の周知を行います。
地 域	→ 事業所等において、労働時間の短縮、育児休暇の取得促進等に取り組めます。
子 育 て 家 庭	→ 男性の子育てへの参加等、家庭や地域の協力を得ながら、子育てを行います。

◎ 実施事業

4-4-1：女性総合相談

担当：市民協働課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

女性のための全般的な困りごと悩みごとに、相談員が、面接・電話相談を通じてカウンセリングを行い、問題解決を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 相談件数:111 件	継続実施

4-4-2：神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）の推進 担当：市民協働課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるよう、神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）に基づき、男女共同参画を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
計画の認知度 (平成 19 年度実績) 4.7%	継続実施 (平成 23 年度目標) 10.0%

4-4-3：男の料理教室の開催

担当：健康増進課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

男性が料理に親しみ、家庭での男女共同参画への認識を深める機会をつくるために「男の料理教室」を開催します。

(※ 潮来保健所管内で持ち回り実施)

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
1 回実施※ 参加者 30 人	継続実施

4-4-4：男女共同参画・雇用、育児等に関する制度の広報、啓発

担当：商工観光課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

公共施設への資料の配付や広報紙等を通じ、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法を周知します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-4-5：人権感覚の育成、人権意識の高揚 担当：社会福祉課・文化スポーツ課・教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

人権感覚を身につけ、人権意識の高揚を図るため、学校・社会教育の場における人権教育の充実を図るとともに、広報やパンフレット等による情報提供、意識啓発を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
社会教育委員、 社会教育指導員、 関係職員の研修等 リーダー育成	継続実施

施策4-5 ひとり親家庭への自立支援

母子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、ひとり親家庭における育児等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう民生委員・児童委員や関係機関と協力して、相談体制、自立支援の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ ひとり親家庭における育児・就業等への支援を行います。
地 域	→ 市及び関係機関が協力して、ひとり親家庭の自立を支援します。
子 育 て 家 庭	→ 保育サービスや支援を活用し、自立した生活をめざしましょう。

◎ 実施事業

4-5-1：母子家庭等の親への自立・就業支援

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

母子自立支援員を配置し、母子家庭等の親に対する自立・就業の支援及び相談体制の整備、指導の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施 (母子自立支援員1人)	継続実施

4-5-2：ひとり親家庭の医療費の助成

担当：国保年金課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

ひとり親家庭の児童・親を対象に医療費の補助を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 受給者:3,157 人	継続実施

4-5-3：母子寡婦福祉会の育成・支援

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

神栖市母子寡婦福祉会を育成強化するとともに、補助金を交付し、活動を支援します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-5-4：（再掲 4-3-13）保育所（園）の優先入所

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

ひとり親家庭の親が就労できるように優先的に保育所（園）への入所を行っています。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
21 か所	→	24 か所

施策 4-6 特別な支援を必要とする子どもへの対応

地域において、身体、知的障がいのある子どもをはじめ、情緒、行動面等に何らかの支援が必要な子ども一人ひとりの立場に立って、相互理解に努めるとともに、適切な保育、教育を行います。また介護を必要とする児童に対しては、子どもや保護者の意思を尊重しながら、介助員を派遣し、就学指導や進路指導、特別支援教育の充実を図り、子ども達の自立を支援します。

そのほか、福祉相談・サービスに関する情報を市や社会福祉協議会のホームページに掲載し、情報内容の充実を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 障がいのある子どもへの必要な支援を行います。
地 域	→ 特別支援学級等において、必要な教育支援を行います。 誰もが共に暮らす地域社会の実現にむけて、障がい等への相互理解に努めます。
子 育 て 家 庭	→ 相談支援等を利用しながら、必要な支援を利用しましょう。

◎ 実施事業

4-6-1：特別児童扶養手当の支給

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	継続実施

4-6-2：障がい児福祉手当の支給

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (50 人)	→	継続実施

4-6-3：心身障がい児童養育費の給付

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

特別支援学校等に通う義務教育中の児童で、神栖市に1年以上居住している児童について、養育費を支給します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 (61 人)	→	継続実施

4-6-4：障がい児通園事業

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生

〔 事業の実施概要 〕

障がいのある子どもに対し、日常の基本動作・機能回復訓練・集団生活への適応訓練等を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
2 か所	→	継続実施

4-6-5：特別支援教育の充実-知的障がい特別支援学級

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校:13 校 中学校: 7 校	→	小学校:16 校 中学校: 8 校

4-6-6：特別支援教育の充実-言語障がい特別支援学級

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校:11 校	→	小学校:15 校

4-6-7：特別支援教育の充実-自閉症・情緒障がい特別支援学級

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
小学校:15 校 中学校: 8 校	→	小学校:16 校 中学校: 8 校

4-6-8：特別支援教育の充実-介助員による教育支援

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生

〔 事業の実施概要 〕

就学指導委員会を開催し、支援の必要性を判定します。

保護者が市内の小学校を希望した場合、特別支援学級等で受け入れ、障がいのある子どもの実態に即した教育及び支援を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
小学校：13 校 29 人配置 中学校：1 校 1 人配置	小学校：16 校 25 人配置 （現状に応じ配置）



4-6-9：障がい児等の各種相談

担当：社会福祉課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

身体的障がい、知的障がい及び精神障がいの相談を社会福祉協議会に委託して行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施



施策 4-7 子育てに対する経済的支援

出産分娩費用等医療費の一部の助成や保育費用の軽減、私立幼稚園の入園料の減免、手当の支給等、子育てに対する経済的支援を行い、費用負担の軽減を図ります。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 各種制度に基づいて、子育て家庭への経済的な支援を行います。
子 育 て 家 庭	→ 支援の受けられる制度を活用し、経済的な負担軽減を図りましょう。

◎ 実施事業

4-7-1：児童手当等の支給

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・（中学生）

〔 事業の実施概要 〕

「児童手当法」に基づく手当の支給を行います。
 なお「子ども手当」については、決定された制度にもとづき、実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	「子ども手当」については制度にもとづき実施予定



4-7-2：児童扶養手当の支給

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	継続実施

4-7-3：出産費の助成

担当：国保年金課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前（0～2 歳）

〔 事業の実施概要 〕

出産者に2万円を支給します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 支給者:993 人	継続実施

4-7-4：乳幼児・義務教育児童の医療費の助成

担当：国保年金課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

県制度未就学児に加え、県制度の所得超の世帯、または義務教育児童の医療費を補助します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 受給者:14,294 人	継続実施

4-7-5：私立幼稚園保護者負担軽減事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

公・私立幼稚園の保育料格差を減少させるべく、私立幼稚園に通園させている保護者に対し、月額7千円を補助します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実施 300 人	継続実施

4-7-6：幼児就園奨励事業

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

所得に応じて、就園奨励費補助金を交付し、就園促進をおこないます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実施 282 人	継続実施

4-7-7：教育費の扶助

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

- 小学校全新入学児童に対し、祝品を支給。
- 生活保護法第6条2項に規定する者、または生活保護法第6条2項に規定する者と同程度に困窮している保護者に対して、学用品、給食費等の給付。
- 特別支援学級在籍児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて、学用品・給食費等の給付。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 新入学： 1,108 人 要・準要保護： 490 人 特別支援： 222 人	→	継続実施

4-7-8：奨学金制度

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

経済的な理由により、進学が困難な者や一定の条件を有する者に対して、奨学制度の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 大学生 90 人 高校生 7 人	→	継続実施

4-7-9：教育ローン

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：高校卒業後

〔 事業の実施概要 〕

経済的な理由により、進学が困難な者や一定の条件を有する者に対して、教育ローンの利子補給等の制度の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施 6 人	→	継続実施

基本目標 5

子どもや子育て家庭に配慮のある まちづくりをすすめます

施策 5-1 子育てにやさしい生活環境の整備

子どもや妊産婦をはじめあらゆる人が、安心して歩ける道路や利用しやすい公園の整備にユニバーサルデザインを取り入れるとともに、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化を行います。

また、親子で安心して外出できるよう、利用者の視点に立ち、子どもサイズの便器、トイレ内のベビーシート、授乳室の設置等、子育てに配慮した施設整備を図ります。

そのほか、子育てにふさわしい環境づくりにむけて、子ども同士や親子で楽しく遊べる拠点となる公園をはじめ、保育施設や家庭で健やかに過ごせるよう、安心・安全な生活環境の確保をめざします。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	子育て家庭をはじめ、すべての市民に配慮したまちづくりを推進します。

◎ 実施事業

5-1-1：人にやさしい道づくりの推進

担当：都市計画課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

高齢者や障がいのある人の歩行、車いすやベビーカーの通行に配慮し、県条例に基づきながら歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等、人にやさしい道づくりを推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
都市計画道路の歩道整備及び点字ブロックの敷設	継続実施

5-1-2：人にやさしい公共施設の整備

担当：施設管理課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」や「都市計画マスタープラン」に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
神之池緑地公園及びその他公園緑地の整備：4 件	継続実施

施策5-2 犯罪や交通事故等のない安全なまちづくり

子どもが交通事故にあわないように、通学路や事故多発地区、交差点における信号機や安全標識等の交通安全施設を整備するとともに、警察、保育所(園)、幼稚園、学校及び関係機関が連携・協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした交通安全教育に努めます。

また、子どもの犯罪被害防止のため、緊急避難場所となる「子ども110番の家」の拡充や自主防犯活動を行う団体を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪対策に取り組みます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 犯罪や交通事故に関する状況把握に努め、地域及び関係機関への情報提供、活動団体への支援を行います。
地 域	→ 地域における危険か所を把握するとともに、各種団体によるパトロール活動等の見守りを行います。
子 育 て 家 庭	→ 防犯や交通安全についての知識を身につけ、安全対策を実施しましょう。 家庭内でも子どもへ安全に対する注意・啓発を行いましょう。

◎ 実施事業

5-2-1：「子どもを守る110番の家」設置

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

地域防犯体制の強化にむけて、「子どもを守る110番の家」を設置し、子どもの安全を推進します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
(平成 20 年度) 「110 番の家」数 1,068 か所	→ 継続実施

5-2-2：青色防犯パトロールの実施

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

地域防犯体制の強化にむけて、市内全域及び学校周辺をパトロールします。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	→ 継続実施

5-2-3：防犯・安全教育の促進

担当：学務課・教育指導課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

小・中学校や幼稚園、保育所において、不審者を想定した避難訓練や防犯訓練・登下校の安全確保のための防犯教室指導者講習会を開催し、指導の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
保育所：4 か所 小学校：16 校	→ 保育所：4 か所 幼稚園：8 園 小学校：16 校 中学校：8 校

5-2-4：通学路の安全確保

担当：教育指導課・学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

学校職員、PTA校外指導委員による通学路の安全点検を行い、通学路の安全を確保します。

また、中学校区ごと6ブロックによる生徒指導連絡協議会を開催し、学校、PTA、地域の連携を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
生徒指導連絡協議会開催回数 年 2 回	継続実施

5-2-5：通学路における統合型 GIS の活用

担当：学務課・教育指導課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

統合型地理情報システム（GIS）によるサービスの提供に合わせて、交通安全や防犯で気をつけたいポイント等を整理し、地域や学校周辺の子どものための安全安心情報として活用します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
未実施	実 施

5-2-6：チャイルドシートの購入補助

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

チャイルドシートの購入促進のため、購入額の1/2（1万円を上限）を補助します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
（平成 20 年度） 422 件	継続実施

5-2-7：交通安全施設整備事業

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：全世代対象

〔 事業の実施概要 〕

通学道路や事故多発地区、交差点における信号設置の警察への要望や安全標識、道路標識等の交通安全施設の整備を推進し、交通事故を防止します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
交差点等におけるカーブミラー及び、路面標示の設置、立替：119 か所	継続実施

5-2-8：交通安全教育の実施

担当：防災安全課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

小・中学校、保育所（園）、幼稚園、公園、公民館で児童・生徒を対象とする参加型・実践型交通安全教室を開催します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
延べ実施回数 42 回	継続実施

施策5-3 施設の整備の推進

子どもが安心して学ぶことのできる施設環境の整備にむけ、施設管理として、施設の統廃合や耐震化等、施設の計画的な整備をすすめ、安全性の確保に努めます。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	→ 計画的な施設整備を実施します。 整備に合わせて、学校規模の適正化のほか、幼保一元化等、サービスや健全育成への充実にむけた検討を行います。
地 域 (施設管理者)	→ 施設管理者は、子どもの安全に配慮した施設運営を図ります。

◎ 実施事業

5-3-1：学校規模の適正化

担当：学務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）・小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

児童数の動向や通学・教育条件等に留意し、学区の再編または施設の充実等により、学校施設の適正化を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
基本計画を策定	実施計画を策定し 検討

5-3-2：学校施設の整備

担当：教育総務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生

〔 事業の実施概要 〕

老朽化や耐震性等を考慮し、必要に応じて施設の整備を行い、安心・安全な学校の施設運営に努めます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	各校の整備状況に 応じて計画的に 実施

5-3-3：幼稚園の整備

担当：教育総務課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（3～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

幼児教育に適したより良い施設整備の充実を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
実 施	各園の整備状況に 応じて計画的に 実施

5-3-4：保育所（園）の整備

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

施設の老朽化に伴う増設・改築や待機児童解消等のための整備を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	24 か所 新設：3 か所 改築：2 か所

5-3-5：児童館の整備

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

児童館の創設や施設の老朽化に伴う改築等の整備を行います。
また、新たな児童館の整備を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
実 施	→	7 か所 新設：1 か所 (若松児童館)

5-3-6：幼保一体施設の整備

担当：学務課・こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を整備し、地域の子育て家庭の多様なニーズに応えます。
また、幼保一体の合同活動を推進することにより、集団の中で豊かな人間性や社会性を育む子育て環境の充実をめざします。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	認定子ども園の 整備 1 か所

5-3-7：保育所の民営化の検討

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）

〔 事業の実施概要 〕

保育サービスの向上や効率的な施設運営を図るため、公立保育所の管理運営の民営化について検討を行います。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度		平成 26 年度
未実施	→	指定管理者制度の 導入 (海浜保育所)

施策5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する有害情報については、行政関係機関、PTA等の地域住民が連携・協力して実態を調査し、関係業界に対する自主規制の働きかけを促進します。

また、飲酒や喫煙、薬物については、使用防止にむけた啓発活動を推進し、子どもの非行防止と良好な地域社会環境づくりをめざします。

《 施策における役割分担 》

対 象	役 割 の 概 要
神 栖 市	市内の有害環境の排除にむけて、協力しながら実態を把握し、健全育成にむけた環境づくりをすすめます。
地 域	
子 育 て 家 庭	家庭内でも、子どもを取り巻く有害環境について注意を促しましょう。

◎ 実施事業

5-4-1：社会浄化活動の推進

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

青少年センターを活用し、市内の青少年に悪影響を及ぼす図書等の販売機の設置やチラシ・看板の撤去等の健全育成にむけた環境づくりをすすめます。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
現在、自販機の設置はなく、捨て看板もほとんどない	現状を維持できるよう努める

5-4-2：青少年センターの充実

担当：文化スポーツ課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

青少年の健全育成・非行防止のための機関として、定期補導、特別補導、環境整備条例の強化、あいさつ声かけ運動等の各種活動を実施します。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
青少年の健全育成・非行防止のための各種活動の実施	継続実施

5-4-3：（再掲 2-5-3）神栖市要保護児童対策地域協議会

担当：こども課

〔 ライフステージにおける該当時期 〕：就学前児童（0～5 歳）・小学生・中学生・中学卒業後

〔 事業の実施概要 〕

虐待、非行等広い範囲の要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携・協力の確保を図ります。

〔 基準値・目標値 〕

平成 21 年度	平成 26 年度
代表者会議：1 回 実務担当者会議：1 回 個別ケース検討会議：随時開催	継続実施

ライフステージの視点に基づく施策展開

本計画は、子どもを主役として、基本理念に掲げる「子育て応援」のまちをつくっていくための取り組みを進めることを目的としています。そのためには、同じく基本理念にある「みんなで子育て」を実践していく必要があります。

ここまで、5つの基本目標を柱に施策の展開を示してきましたが、「みんなで子育て」の具体的なありようを明確にするには、子どもから大人にいたる「ライフステージ」の視点で、施策・事業との関わりを見ていくことが有効と考えられます。

そこで、ライフステージの視点に基づき、施策を再整理します。

なお、ライフステージの年齢区分等はあくまでも一般的な指標です。

1 胎児～出産期（出産前）

胎児～出産期においては、保護者が安心して産み、すこやかに育てることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、胎児と母体の健康を確保するため、妊娠期からの保健指導を推進します。

また、各種事業を通じて、保護者の育児不安の解消と子どもの健康づくり、親子の間の基本的な愛着関係の形成、親子を取り巻く人々との関係づくりの支援等に取り組みます。

◎ 胎児～乳児期を対象とする主要事業

3-1-1：母子健康手帳の交付

3-1-9：妊婦一般健康診査の助成

3-1-12：マタニティーセミナーの開催

3-1-13：ニューファミリーセミナーの開催

2 乳幼児期（就学前：0歳～5歳）

乳幼児期においては、保護者が安心して子どもを育てることができるように、保育サービスをはじめとして各種サービスを充実し、子どもがすこやかに育ち、保護者が子育てと仕事等の両立ができる環境充実を進めます。

また、保護者においては、育児不安を解消し、児童虐待等を防止するため、各種の相談事業や情報提供、交流事業、保育所（園）や幼稚園の連携強化等を進め、子どもと保護者が笑顔で日々を送ることができるように支援していきます。

◎ 幼児期を対象とする主要事業

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1-1-2：ファミリーサポートセンター | 4-3-1：通常保育事業の拡充 |
| 1-2-2：保育所（園）地域子育て支援拠点事業 | 4-3-2：延長保育 |
| 1-2-3：つどいの広場事業の推進 | 4-3-5：一時預かり事業 |
| 2-3-6：幼児教育相談（おはなしひろば） | 4-3-8：病児・病後児保育事業（施設型） |
| 2-5-2：家庭児童相談 | 4-3-12：乳児保育事業の推進 |
| 2-5-3：神栖市要保護児童対策地域協議会 | 4-3-13：保育所（園）の優先入所 |
| 3-1-4：母乳相談 | 5-3-4：保育所（園）の整備 |
| 3-1-5：育児相談 | |
| 3-1-7：こんにちは赤ちゃん事業 | |
| 3-1-8：訪問指導 | |
| 3-1-10：乳幼児健診の実施 | |
| 3-1-11：乳児委託健康診査 | |
| 3-1-15：2歳児歯科健診 | |
| 3-4-1：食育事業 | |

3 学童期（小学生）

学童期は、おおむね小学生の時期としています。学童期においては、子どもの「まなび」「育ち」を支え、子どもの「生きる力」を育んでいくために、家庭・地域・学校の連携と機能強化を進めます。確かな学力の育成や道徳教育の充実、体育の充実、体験学習、食育や学校保健の充実等を通じて、子どもの心と体の健全な発達を促します。

また、そのための学校施設の充実や教職員の資質の向上を推進します。家庭や地域においても、地域での子どもの居場所づくりと仲間づくりを推進し、「まなび」「育ち」の環境づくりに取り組みます。

なお、主に小学校低学年を対象として、保育の観点から、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を引き続き推進します。

◎ 学童期を対象とする主要事業

- 1-3-3：放課後子ども教室の推進
- 2-1-2：子ども会健全育成事業
- 2-2-1：学力向上支援体制の充実
- 4-1-2：家庭教育学級の充実
- 4-3-15：放課後児童健全育成事業
- 4-6-8：特別支援教育の充実-介助員による教育支援
- 5-2-4：通学路の安全確保
- 5-2-8：交通安全教育の実施

4 青少年期（中学生・中学卒業後）

「青少年」について、ここでは、おおむね中学生から中学卒業後の時期（～18歳未満）の呼称として用います。青少年期においては、学童期に引き続き、「生きる力」を育んでいくとともに、大人としての社会性を身につけていくための学習や体験の機会を充実させていきます。

特に青少年期では、家庭・地域・学校が連携し、青少年期（思春期）特有の心の問題への対応、性や喫煙、薬物等に対する正しい知識の育成等を進めます。

さらに、次代の親づくりとして、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義等、子育てについて考える機会や啓発を充実します。

◎ 青年期を対象とする主要事業

1-3-1：児童館等の体験活動

2-1-11：芸術鑑賞機会及び文化活動の充実

2-6-1：教育に関する悩みの相談

3-3-1：スクールカウンセラー

5 成人期（子育ての親）

成人期は、おおむね18歳以降の時期としています。大人として、社会を支えていく年代です。

成人期の中で、子育てをする保護者に対しては、その子どもの年齢に応じた支援が子どもと保護者の双方にあてはまっています。

また、子育てをする保護者は、地域活動等の観点からは、子育てサークルや子ども会、PTA等の中核になる年代であり、こうした活動を一層活発にし、連携を進めていくために、各種支援を行っています。

さらに、すべての人が、地域の中で子どもや保護者を支える役割が期待されることから、子育てに参加する意識や子育て・子育てへの理解を高めるとともに、協働による活動を促進していきます。

◎ 成人期を対象とする主要事業

1-1-1：地域活動組織促進事業（母親クラブ）

1-1-4：ボランティア組織の支援

4-1-5：PTA 活動の支援

4-5-1：母子家庭等の親への自立・就業支援